

島牧村子ども読書活動推進計画

令和3年～令和7年

島牧村教育委員会

島牧村子ども読書活動推進計画

目次

第1章 はじめに	1
1 子どもの読書現状	1
2 子どもの読書活動の意義	1
第2章 島牧村子ども読書活動推進計画の基本的方針	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の期間	2
第3章 読書活動のための具体的な取組み	2
1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	2
（1）子どもの読書活動推進における家庭の役割	2
（2）家庭教育講座等での読書活動の推進	3
（3）「子ども読書の日の啓発」	3
2 島牧村図書室における子どもの読書活動の推進	3
（1）児童図書資料の充実	3
（2）図書室職員の研修の充実	3
（3）ブックスタート事業の充実	3
（4）子どもの読書活動推進のためのボランティアの育成	3
（5）科学あそびの実施	3
（6）「子ども読書の日」事業の実施	4
（7）子どもに対するおすすめ本のブックリストの作成	4
（8）小中学生に対する総合的な学習への対応	4
（9）子どもの読書に関する講座・講演会の実施	4
（10）障害のある子どもの読書活動の推進	4
3 学校における子どもの読書活動の推進	4
（1）学校図書資料の充実	4
（2）学校における読書活動の充実	4
（3）学校図書活動の充実	5
（4）読書支援ボランティアの育成と活用	5
（5）図書館での職場体験の実施	5
4 幼稚園・保育所（園）における子どもの読書活動の推進	5

(1) 幼稚園・保育所（園）庫の充実	5
(2) ボランティアによる支援	5
(3) 職員を対象とした読書活動の研修への参加	5
(4) 保護者を対象とした読書の啓発	6
5 子ども読書環境の整備充実	6
(1) 村図書室の整備・充実	6

島牧村子ども読書活動推進計画

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の現状

近年来の映像文化の浸透、メディア情報や生活スタイルの変化などは、子どもにも大きく影響を与え、子どもたちの興味、関心も多様化し、そのため読書離れが進んできた。

本村の小中学校でも「朝の読書」を実施しているが、各教科や総合的な学習の調べ学習で計画的に図書を活用を図っている。また、ボランティアによる読み聞かせ等を小学校低学年で実施して、読書の動機づけを図っている。

子どもが楽しめる質の高い資料の収集や、調べ学習などに対応する資料の充実を図るとともに、ブックスタート事業（びよびよ）を実施したり、読書への関心を高める工夫をしている。

2 子どもの読書活動の意義

乳幼児期については、保護者や周囲の大人の愛情込めた読み聞かせは絵本を介して子どもの心にぬくもりや安らぎを与え、子どもの豊かな感性・情緒を育むことになるといわれている。

また、子どもが自ら読むことにより言葉を理解し、創造力、表現力、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけることができるなど読書の果たす役割は大きい。特に、「人間性をより豊かにするために、読み、書き、話すなど言葉の教育を大切にする。特に幼児期においては、言葉の教育を重視する。」との提言がなされており、そこに読書の意義が表明されているといえる。

第2章 島牧村子ども読書活動推進計画の基本的方針

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、平成13年12月12日に制定公布されている。同法第9条第2項では、市町村には、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定することの努力義務が課せられている。

また、子どもの読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないというのが法の基本理念とされている。

本村においては、法律のこの基本理念に則り、子どもが自主的に読書活動ができるように地域全体で環境整備を図っていく必要がある。

本計画は、読書活動が法の基本理念を具体化するという重要な機能を有していることを踏まえ、個性豊かな子どもの文化を育むため、子どもの読書活動に関する総合的・計画的な環境作りを進めていくことを目的として策定するものである。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

第3章 読書活動のための具体的な取組み

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

本村は、乳幼児が絵本と初めて出会い、親子の絆を深めるというブックスタート事業（びよびよ）を実施している。今後は、この事業をフォローアップし、家庭での本の読み聞かせや親子で一緒に読書をするなど、家庭での読書時間を設けることなどにより、子どもが本と関わる機会の充実を図り「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」など読書の習慣化の啓発に努める。

(2) 家庭教育講座等での読書活動の推進

「幼児期家庭教育学級」・「幼稚園小学校の家庭教育学級」などの機会に、読書に関する講座や講演会を位置づけ、読書の重要性についての理解と関心を高める。

(3) 「子ども読書の日」の啓発

「子ども読書の日」の意義の理解を深めるとともに、「子ども読書の日」の関連事業への参加についての啓発に努める。

2 島牧村図書室における子どもの読書活動の推進

(1) 児童図書資料の充実

島牧村の読書施設は、体育館との複合施設および、月1回の移動図書で、島牧村の読書活動の中心をなしている。今後もこれらの施設において子どもの読書活動の推進をはかるため、乳児から青少年を対象に、良質で魅力的な資料や情報の収集整理を計画的に行っていく。

(2) 図書室担当職員の研修の充実

子どもの読書活動を推進する上で、専門的知識や技術を習得し、質的向上を図れるよう研修に参加し自己研修を積極的に行う。

(3) ブックスタート事業の充実

島牧村では、絵本を介して親子の絆を深めるための事業として、ブックスタート事業（ぴよぴよ）を実施している。10か月乳児健康相談の際に親子に対し読み聞かせを実施している。今後もボランティア（虹の会）主導によるブックスタート事業への取り組みを、より充実させていく。

(4) 子どもの読書活動推進のためのボランティアの育成

ボランティアの育成を図っていくため、「養成講座」への参加をよびかけ、読み聞かせ等の充実を図っていく。その他書架整理・本の装備などにもボランティアの活用を積極的に図っていく。

(5) 科学あそびの実施

近年、子どもの学校での理科嫌いが進んでいるが、科学に興味を持ったり科学読み物に親しんでもらったりするため、簡単な科学遊びの会を実施する。

(6) 「子ども読書の日」事業の実施

子どもの積極的な読書活動への意欲を高めるため、「子ども読書の日」が4月23日と定められているが、村民にたいし理解の促進を計る。

(7) 子どもに対するおすすめ本のブックリストの作成

「子どもに読んであげたい絵本」「夏休みのおすすめ本」などのブックリストを作成して、子どもがより多くの本と出会えるようより充実したおすすめ本リストの作成に努めていく。

(8) 小中学生に対する総合的な学習への対応

平成14年度から始まった学習指導要領の実施により、総合的な学習による調べ学習への比重が高まってきている。そのため、図書資料の充実をはかるとともに、子どもが気軽に相談できる体制を整えていく。

(9) 子どもの読書に関する講座・講演会の実施

家庭での子どもの読書活動を推進するため、一般村民にも子どもの読書に関する新たな講座や講演会を実施する。

(10) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが読書活動を体験できるような体制を整えていく。

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校図書資料の充実

学校図書館は児童・生徒の自由な読書活動の場として、学習に対する興味・関心を呼び起こしたり、豊かな心を育む機能と、調べ学習の資料提供の機能がある。現状はこれらの機能を果たすための十分な蔵書が整っているとは言い難い。国の「学校図書館図書整備年計画」に基づき、図書資料の整備・充実を図っていく。

(2) 学校における読書活動の充実

学校図書は国語を始めとして各教科、総合的な学習等で読書活動や調べ学習など多様な目的で活用されている。これらの学習活動を更に充実させるために、児童・生徒の読書への興味・関心を高めていく必要がある。朝の読書を実践しているが、その一層の普及や図書の利用しやすい環境作り、学級文庫の作成等々、実態に合わせて工夫することが大切となる。

(3) 学校図書活動の充実

開放時間も限られているというのが現状である。そのような中、常時開放できるための体制作りとして、ボランティアとして協力してもらおうシステムを作っていくことが必要である。

(4) 読書支援ボランティアの育成と活用

島牧村においては読み聞かせボランティアは、図書の整理や修繕を行って学校図書環境整備に努めていく。

また、読み聞かせや読書学校においては、ボランティアによる読み聞かせや読書指導、図書の修繕や整理を計画的に取り入れ、読書のすばらしさに触れる機会を増やしていくとともに学校図書環境整備に努めていく。

(5) 図書館での職場体験の実施

他町村の図書館において、中学生の職場体験学習を実施し、職場体験で得たものを学校に戻って報告することによって、図書に対する関心が高まり、利用する生徒が増えることが期待される。

4 幼稚園・保育所（園）における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所（園）庫の整備

絵本を通して、幼児の情操の育成、思考力の育成等に努めるとともに将来の読書指導、図書館利用指導の糸口を作り上げるための施策として、良質な内容の絵本を備えた幼稚園・保育所（園）文庫の整備に努める。

また、幼稚園・保育所（園）には村図書室からの配本の充実を図っていく。

(2) ボランティアによる支援

幼児が絵本の楽しさと出会うためには、大人による読み聞かせは必要欠くことのできないものである。読み聞かせは、子どもと絵本に愛情の持てる大人であれば可能である。

読み聞かせボランティアの協力体制を作り、保育の中で積極的に読み聞かせの機会を設ける。

(3) 職員を対象とした読書活動の研修への参加

幼児期に読書の楽しさに出会うため、幼稚園や保育所（園）において、幼児が絵本や物語などに親しむための活動が積極的に行えるよう、職員が関係団体で実施している読み聞かせや読書指導の方法等の研修会や講演会に参加する。

(4) 保護者を対象とした読書の啓発

子どもの本の楽しさを知ってもらうため、保護者会等の開催時に保護者に対し読み聞かせ等の意義やその大切さを広く啓発するとともに勉強会や読書相談等を実施する。

5 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 村立図書館（室）の整備・充実

村立図書館の建設実現に向けて努力していく。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その

他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的
判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子ども
の参加については、その自主性を尊重すること。